

令和8年度 保育園・認定こども園の利用申込案内

問合せ先
串間市福祉事務所 こども家庭センター こども政策係72-1123

・受付期間: 令和7年12月1日(月)～26日(金)

※それ以降は随時(要相談)

・提出先: 串間市福祉事務所こども家庭センターこども政策係
在園児については在園中の施設

※令和8年5月1日以降入所の締切りは、希望する月の前月の15日まで

●認定について

認定区分		利用できる施設	対象となる児童	提出書類
1号認定(教育標準時間認定)		・認定こども園	満3歳以上の児童	①
1号認定(教育標準時間認定) + 新2号認定または新3号認定（預かり保育等を利用）			1号認定で『保育の必要な事由』に該当する場合	①②③
2号認定 (3歳以上保育認定)	標準時間(最長 11 時間)	・保育園	満3歳以上の児童で『保育の必要な事由』に該当する場合	①③
	短時間(最長8時間)			
3号認定 (3歳未満保育認定)	標準時間(最長 11 時間)	・認定こども園	満3歳未満の児童で『保育の必要な事由』に該当する場合	①③
	短時間(最長8時間)			

提出書類(①、②は入所させたいお子さん1人につき1枚ずつ必要です。)

① 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書(新規)または教育・保育給付認定現況届(在園児)

② 子育てための施設等利用給付認定・変更申請書(認定こども園の該当者のみ)

③ 就労証明書または保育利用事由証明書

・保護者1人につき1枚提出してください。ただし、就労状況が全く同じ場合は1枚に連名で記載してください。

・就労形態が臨時やパートで、契約期間が切れた場合は、再度提出してください。

書類配布場所
・福祉事務所こども政策係
・各教育・保育施設
・市公式ホームページ

※保育利用事由証明書は、就労以外で保育を必要とする場合に下記添付書類と一緒に提出してください。

保育の必要な事由	保護者の状況	必要書類	添付書類	保育認定の有効期限
就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合	就労(就労予定)証明書	自営業の方は確定申告書の写し等	就労に雇用制限がある場合はその期限まで
妊娠・出産	母が出産前後(それぞれ 2 ヶ月)である場合	保育利用事由証明書	母子手帳(表紙、予定日または出産日記載の)ページの写し	出産予定月を含めず、産前 2 ヶ月、産後 1 年まで
疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合		診断書(疾病の場合)、障害者手帳(障がいの場合)の写し	
介護等	親族(長期間入院している親族を含む)を常時介護または看護している場合		介護保険証の写し	
災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育ができない場合			
求職活動	求職活動を行うもしくは継続的に行っている場合			3 ヶ月
就学	就学中の場合		在学証明書	保護者の卒業(修了)予定日が属する月の末日まで
虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがある場合			
育休取得中で保育利用中	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	就労(就労予定)証明書		育休の対象となる子どもの育児休業が終了するまで
その他	上記に類する状態として中間市が認める場合			

●支給認定の変更・取消について

支給認定後に世帯の状況に以下のような変更があった場合は、手続きが必要となりますので、福祉事務所に必ずお申し出ください。変更内容によっては、認定内容の変更等がある場合があります。認定内容の変更等については申請した翌月から適用となります。

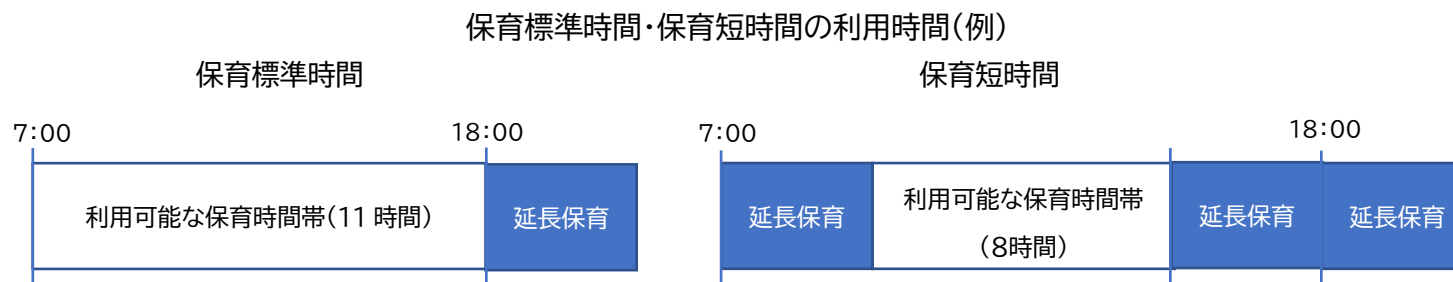
- ☐子ども、保護者の氏名・住所変更
- ☐世帯員の増減
- ☐保護者の転職・離職・その他就労状況の変更

●入所決定について

- ・1号認定の方については、認定こども園が入園の内定をします。
- ・2号または3号認定を受ける方については、提出いただく就労証明書等にて状況を確認し、市が『保育標準時間(最長11時間)』または『保育短時間(最長8時間)』の認定をします。

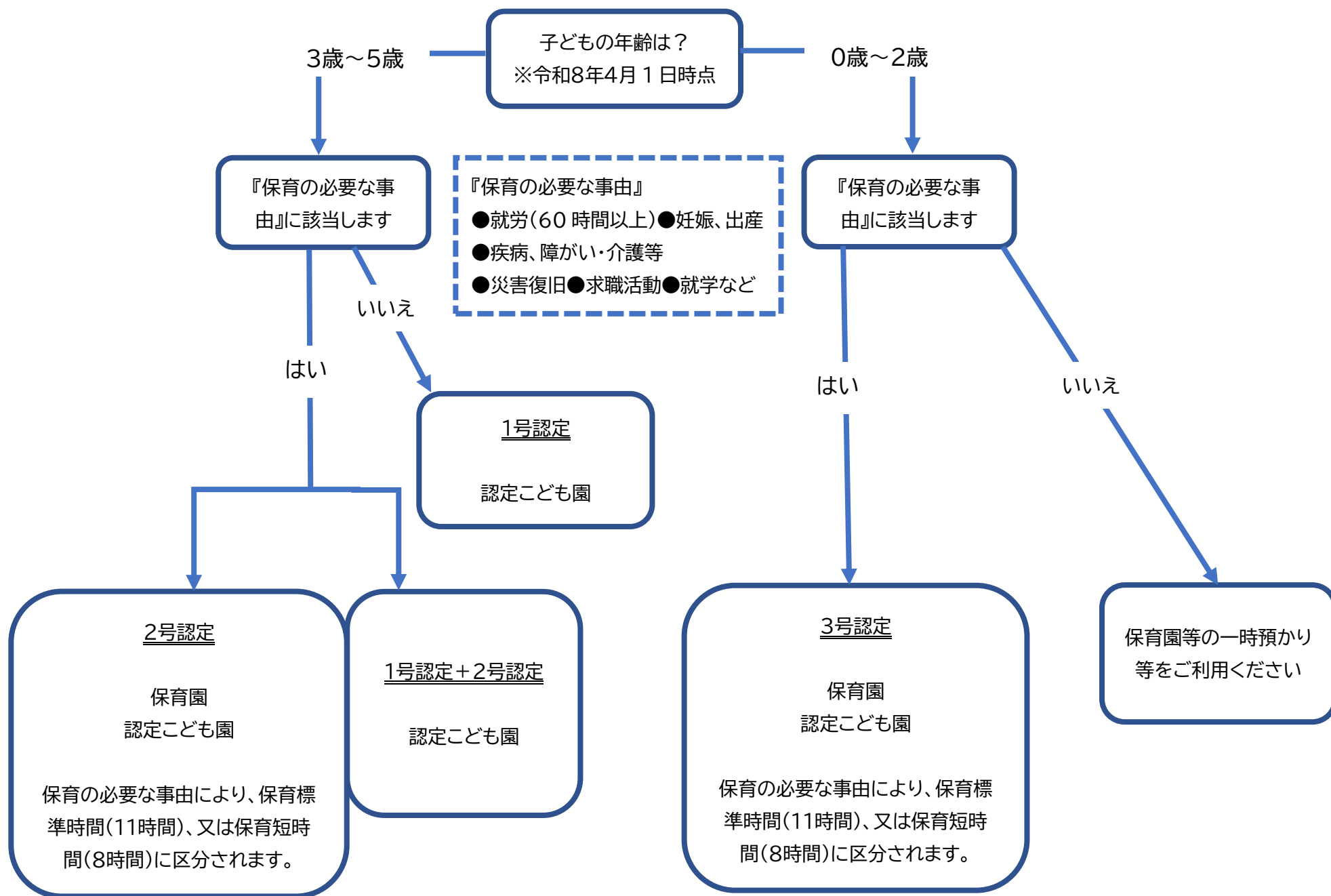
保育標準時間 (最長11時間)	就労(月120時間以上)、妊娠・出産、疾病・障がいなど
保育短時間 (最長8時間)	就労(月60時間以上120時間未満)、求職活動、妊娠・出産(産後3ヶ月目～)

※保育を利用できる時間は、保育必要量によって異なります。また、市から決定を受けた保育料で施設を利用できるのは、その時間の範囲内で、それ以外に利用する場合は延長保育となります。



※利用時間、延長保育の利用料等は各施設により異なるため、詳細については各施設にお問い合わせください。

・認定のフロー図



●保育料について

保育料は、利用する施設や認定区分にかかわらず、世帯の市民税所得割額の合計額に応じて、市が設定した金額が基本となります。
令和 7 年度からは保育料が完全無料となり、市が全額負担します。ただし、金額の算定自体は引き続き行いますのでご了承ください。

※令和 7 年 1 月 1 日時点で串間市外に住民登録があった方については、マイナンバーを利用した自治体間の情報連携により、以前の住民登録地の市町村から課税情報を取得しますので、あらかじめご承知ください。

●副食費について

国の制度により令和元年10月から保育料等の無償化が実施され、年収360万円未満相当世帯又は第3子以降(保育所等については小学校就学前のきょうだい、認定こども園(教育認定)については小学校3年生までのきょうだいが対象)の保育園等に登園する子どもが免除されます。

副食費決定の時期(9月切り替え)

4月～8月分 → 前年度の市民税額
9月～翌年3月分→当年度の市民税額